



**犬・猫の引き取り  
有料化のお知らせ**

平成23年4月1日から所有者からの犬・猫の引き取りが有料化になります。

また、引き取りはやむを得ない理由が認められる場合に限りです。犬・猫の引き取り有料に伴い市町村の引き取り窓口はなくなり、どうしても飼えない、新しい飼い主が見つからない場合はお問い合わせください。

**手数料**

- ・生後91日以上の犬または猫1頭または1匹につき2500円
- ・生後90日以内の犬または猫1頭または1匹につき500円

※手数料は現金での支払いになります。

**相談・問い合わせ先**

愛知県動物保護管理センター  
尾張支所  
☎0586(78)2595

**40歳の歯周病健診**

歯の喪失の要因となる歯周病やむし歯を予防する目的で、町の指定歯科医院で歯周病健診を実施します。

**対象者**

町に住所を有し、歯科治療中でない満40歳に達する方  
昭和45年4月2日〜46年4月1日生まれの方

**内容**

歯科健診(口腔粘膜、顎関節、口腔がんなどの診査)、歯周病検査

**申込方法**

電話または保健センター健康館すこやかおはるに来所

**料金**

無料

**受診方法**

申し込み後、歯周病健診受診票等を持参して、指定歯科医院を受診してください。

※有効期限は3月31日(木)までです。

**問い合わせ先**

保健センター健康館すこやかおはる  
☎(444)2714

**季節性・新型インフル  
エンザワクチン  
接種費用免除**

今年度は季節性インフルエンザ(A/H3N2、B型)と新型インフルエンザ(A/H1N1)の混合ワクチンを接種することになります。

**対象者**

生活保護受給世帯・町民税非課税世帯に属する方

※世帯員全員が生活保護もしくは町民税非課税の方

該当するかどうかご不明の場合は、保健センター健康館すこやかおはるに身分証明になるものをお持ちのうえ、ご相談ください。

**手続方法**

①これから海部地区内の指定医療機関でインフルエンザ予防接種を受ける方

接種前に「免除証明書」を発行します。

※手続きに14日程度必要です。

申請期限は平成23年2月28日(月)です。

保健センター健康館すこやかおはるで手続きをすると、「大治町新型インフルエンザワクチン接種実費負担免除証明書」が郵送されます。海部地区指定医療機関に持参して接種すれば、自己負担金は無料に

なります。

**持ち物**

- ・運転免許証、健康保険証等ご本人であることが確認できるもの
- ※なければご相談ください。
- ・印鑑(スタンプ式を除く)

②海部地区以外の指定医療機関でインフルエンザ予防接種を受ける方、または既にインフルエンザ予防接種を受けた方

接種後に払い戻しさせていただきます。

※手続きに1カ月程度必要です。申請期限は平成23年3月31日(木)です。

保健センター健康館すこやかおはるで手続きをすると、指定された口座に振り込まれます。

**持ち物**

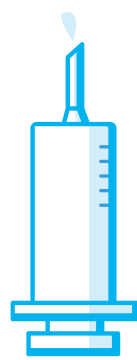
- ・運転免許証、健康保険証等ご本人であることが確認できるもの
- ※なければご相談ください。
- ・インフルエンザワクチン接種済証または接種したことが記録された母子健康手帳
- ・インフルエンザワクチン接種の領収書
- ・印鑑(スタンプ式を除く)
- ・申請者の振込先口座の通帳

法改正により、変更が予定されています。改正の時期が

決まり次第、広報等でお知らせします。

**問い合わせ先**

保健センター健康館すこやかおはる  
☎(444)2714



**妊婦健康診査費  
補助金制度**

現在、母子健康手帳交付時にお渡ししている妊婦健康診査受診票は、県内の医療機関のみ使用できます。県外(日本国内)の医療機関や助産院(県内外)で妊婦健康診査を受けた方は、健診費用の払い戻しができます。

**対象者**

次のすべてに該当する方

- ・県外(日本国内)の医療機関または助産院(県内外)で妊婦健康診査を受け、その費用を支払った方
- ・申請する妊婦健康診査受診日に、本町に住民登録・外国人登録がある方
- ・申請する妊婦健康診査受診日が平成20年4月1日以降の日

の方

・本町が発行した妊婦健康診  
査受診票を使用していない  
方

**対象費用**

県外(日本国内)の医療機関  
または助産院(県内外)で実施  
した妊婦健康診査にかかった  
費用。保険診療で支払われた  
場合は、妊婦健康診査にかかっ  
た費用とはみなされません。  
(限度額がありません)

※妊婦健康診査にかかった費  
用とは、妊婦健康診査結果  
報告書(妊婦健康診査受診票  
の裏面)の所見項目に含まれ  
る検査にかかった費用とし  
ます。

**必要書類等**

- ① 大治町妊婦健康診査費補助  
金交付申請書
- ② 大治町妊婦健康診査費補助  
金交付請求書
- ③ 妊婦健康診査の領収書  
(受診者名・医療機関名・健  
診日・妊婦健診であること  
が明記されたもの)
- ④ 未使用の妊婦健康診査受診  
票
- ⑤ 印鑑(スタンプ式を除く)
- ⑥ 妊婦本人名義の通帳  
(ゆうちょ銀行を除く)

※妊婦健康診査を受けた医療  
機関・助産院の住所・電話  
番号を確認させていただき  
ます。

区分	補助金の 限度額
第1回	20,670 円
第2～3回	4,290 円
第4回	9,070 円
第5～7回	4,290 円
第8回	12,200 円
第9回	4,290 円
第10回	7,390 円
第11回	4,290 円
第12回	10,650 円
第13～14回	4,290 円
子宮がん検診	3,360 円

※①②は保健センター健康館  
すこやかおほるで配布

**注意事項**

・領収書等に不備がある場合  
は、医療機関や助産院に照  
会することがあります。  
・平成22年度受診分の限度額  
は右表のとおりです。  
(年度ごとに変更)

支払った金額または限度額  
のうち低い方の金額が交付  
されます。

**問い合わせ先**

・交付された妊婦健康診査受  
診票の回数分のみ補助金交  
付の対象となります。  
・申請期限は、妊婦健診の受  
診日から5年以内です。

保健センター健康館すこや  
かおほる  
☎(444)2714

**一般不妊治療費補助金**

一般不妊治療(産科・婦人科・  
泌尿器科・皮膚泌尿器科を標  
榜する医療機関で「不妊症」と  
診断され、その治療を受けた方  
に限る)にかかった費用の半額  
(上限5万円)が補助されます。

**申請期間**

「平成22年3月～23年2月に  
診療を受けた費用」を「平成22  
年4月～23年3月まで」に申請  
※さかのぼって申請を受けるこ  
とはできません。

**必要書類**

- ① 一般不妊治療費補助金交付  
申請書
- ② 一般不妊治療費補助金交付  
に関する同意書
- ③ 一般不妊治療費補助金交付  
受診等証明書

・医療機関の証明が必要です。  
事前に配布しますので保健  
センター健康館すこやかお  
ほるまでお越しください。  
・複数の医療機関に受診して  
いる方は、医療機関ごとに  
証明書が必要になります。  
④ 申請しようとする医療機関  
または薬局の領収書  
受診者名・医療機関名・受診

日(平成22年3月～23年2月分)・  
保険点数が明記されたもの

⑤ 戸籍謄本

⑥ 町県民税所得課税証明書

児童手当用で夫婦それぞれ  
必要です。

⑦ 健康保険証の写し

夫婦それぞれ必要です。

⑧ 申請者本人名義の通帳

⑨ 印鑑(スタンプ式を除く)

夫婦のどちらかまたは両方  
が日本国籍以外の場合は、必  
要書類が異なりますのでお  
問い合わせください。

**申請を受けられない場合**

- ・夫および妻(夫+妻)の前年  
(平成21年分)の所得の合計  
額が730万円以上の場合
- ・夫婦とも住民登録・外国人  
登録が本町にない場合
- ・申請時点で法律上の婚姻を  
していない場合
- ・必要書類が不足している場  
合

**注意事項**

・領収書等に不備がある場合  
は、医療機関・薬局に照会  
することがあります。  
・保険診療・保険診療外(自費  
診療)ともに申請の対象とな  
ります。  
・当該医療費に対する他の法  
令等による給付を受けた費  
用、入院時食事療養費、文  
書料、個室料等治療に直接

関係のない費用は該当しませんが、

- ・体外受精・顕微授精は特定不妊治療助成事業に該当する場合がありますので、津島保健所にお問い合わせください。

**津島保健所**

☎0567(26)4137

- ・夫婦以外の第三者からの卵子・胚の提供による治療法は対象としません。

- ・補助期間は、補助を開始した診療日の属する月から継続する2年間までです。

※本事業に基づき県内の他市町村が行った補助期間もこれに含まれます。

**申請・問い合わせ先**

- ・保健センター健康館すこやかおはる

☎(444)2714

**愛知県の特定(産業別)最低賃金改正**

県内の特定の産業に適用される7業種の特定(産業別)最低賃金について、平成22年12月16日から改正されました。

このため、既に10月24日に改正されている「愛知県最低賃金」とあわせ、愛知県の最低賃金(時間額)は次のとおりとなります。

**地域最低賃金**

・愛知県最低賃金 745円

**特定(産業別)最低賃金**

- ・製鋼業 862円
- ・はん用機器製造業 838円
- ・電気機器製造業 803円
- ・輸送用機器製造業 844円
- ・精密機器製造業 792円
- ・各種商品小売業 785円
- ・自動車(新車)小売業 826円

※自動車部分品・付属品小売業については、平成19年12月16日発効の800円が据え置き

**問い合わせ先**

- ・津島労働基準監督署 ☎0567(26)4155
- ・愛知労働局 ☎http://www.aichi-rodou.go.jp/



**有料広告**

**◎ 広報おはる**

- 発行 毎月1回
- 部数 約11600部
- 配付先 町内全世帯

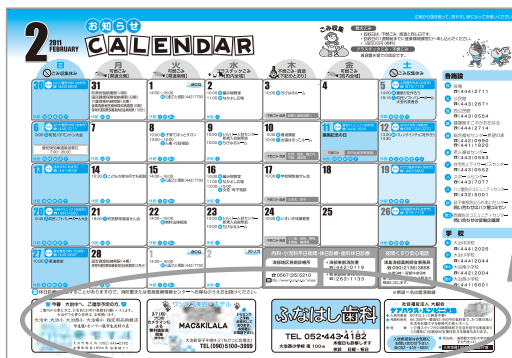
**掲載期間**

1カ月単位

**掲載料(月額・税込み)**

- 1枠：10000円
- 2枠：20000円
- 裏面(半ページ)：50000円
- 裏面(全面)：100000円

※11・12ページの広告は1枠サイズです。



**申込期限**

- ・4月号 2月10日(木)
- ・5月号 3月11日(金)
- ・6月号 4月12日(火)

※掲載を希望する号の発行日の6カ月前から50日前

**申込方法**

所定の申込書に記入のうえ、原稿案とともに提出

**◎ ホームページバナー**

**規格**

縦60ピクセル×横120ピクセル  
GIFまたはJPEG

5KB以内

**枠数**

トップページに8枠

**掲載期間**

平成23年4月から1カ月単位

**位**

※連続掲載できる期間は同一年度で12カ月まで

**掲載料(月額・税込み)**

1枠：50000円

※12カ月連続申し込みの場合は50000円

**申込期限**

掲載開始希望日の6カ月前から前月の初日

**申込方法**

申込書に記入のうえ、原稿案(デジタルデータ)・業務内容の分かる書類・納税証明書(申込者が町外の場合)とともに提出

申込者が町外の場合)とともに提出

**問い合わせ先**

役場企画課

内線126

**広報おはる**

「こんにちは！」

「1歳になりました！」

**対象者**

本町在住で、広報発行月に満1歳の誕生日を迎えるお子さん

(例)2月生まれば2月号

※23ページをご参照ください。

**締切**

各生まれ月の2カ月前の10日

**選考方法**

応募多数の場合は抽選

**応募方法**

応募用紙に記入のうえ、役場企画課窓口または保健センター健康館すこやかおはるの応募箱に投函してください。

**問い合わせ先**

役場企画課

内線126



**児童クラブ指導員**

**募集人員**

若干名(保育士または幼稚園・教員資格保持者優遇)

**勤務日**

月～土曜日

※祝日を除く

**勤務時間**

・平日

児童の下校時刻

～午後6時15分

・土曜日・学校休業日

午前8時30分から午後6時

15分のうち5～7時間以内

**選考方法**

書類および面接

**提出書類**

履歴書、資格証の写し

**提出期限**

2月19日(土)

**採用日**

4月1日(金)

**勤務地**

東部または西部児童クラブ

**賃金**

・無資格者 時給840円

・有資格者 時給940円

(1年目は880円)

**提出・問い合わせ先**

社会福祉協議会

☎(442)0990

身に付けよう応急手当

上級救命講習

**日時**

2月27日(日)

午前8時30分～午後5時15分  
※昼食休憩を含む

**場所**

海部東部消防組合  
消防本部 講堂

**対象者**

大治町・あま市に在住または在勤の方で満15歳以上の方

**内容**

・成人に対するAEDを用いた心肺蘇生法

・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法

・大出血時の止血法

・傷病者管理法

・外傷の手当

・搬送法

**定員**

15名

**費用**

無料

**受付期間**

2月7日(月)～20日(日)

**申込場所**

海部東部消防組合消防本部  
消防署・北分署・南分署

**申込方法**

普及講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署または海部東部消防本部ホームページからダウンロードできます。

※電子メール・電話・ファクスでの申し込みは不可

**問い合わせ先**

海部東部消防組合  
消防本部 消防課

☎(442)1605

☎http://www.amatobu-119.jp

**愛知県消費生活モニター**

県では、消費者を取り巻くさまざまな問題に対応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進にご協力いただける方を募集します。

**主な仕事**

・日常生活の中で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の価格動向などの観察・通報

・調査・アンケートの回答(年4回程度)

・生活必需品などの需給・価格調査(県が特に必要とした場合のみ)

・消費者行政に関する意見・要望の提出

・地域・周囲などへの消費生活に関する情報の提供

・研修会(年一回の予定)への出席

**応募資格**

①県内にお住まいの満20歳以上の方(公務員、公職選挙法による公職者は除く)

②県が平成23年4月下旬から5月上旬に開催する研修会

に出席できる方

※詳細は、県ホームページをご確認ください。

**任期**

研修会出席日から平成24年3月31日まで

**謝礼**

年額5000円以内(予定)

**募集期限**

2月18日(金)(消印有効)

**応募方法**

役場、各県民生活プラザで配付する所定の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。応募用紙は県ホームページにも掲載します。

**申込・問い合わせ先**

・県県民生活課

☎(954)6163

☎(972)6001

☎0567(24)2500

☎http://www.pref.aichi.jp/kennin/shohseikatsu/monitor/

**若年就職相談窓口**

清須市・愛西市では、ニートやフリーター状態からの脱却を図ろうとする若者や大学・高校等を卒業後も未就職の状態にある若者などが早期に就職できるように、県のアドバイザーによる「若者向けの就職相談窓口」を開設しています。

相談は無料ですので、求職活動に悩んでいた方、だれかに相談したいことがある方はぜひご利用ください。

なお、窓口の利用は事前予約が必要で、先着順3名までの受付となります。

予約のない場合は利用できませんので、予約状況を確認のうえ1週間前までに予約をお願いします。

**対象者**

40歳未満の求職者(学生含む)またはその家族

**相談時間**

清須市第2木曜日

愛西市第3水曜日

午後1時～4時

(二回50分以内)

**窓口設置場所**

・清須市市役所1階相談室

・愛西市佐織庁舎1階相談室

**予約・問い合わせ先**

・清須市市民環境部 産業課

☎(400)2911

相談

Soudan

内線 1322  
 ・愛西市経済建設部 経済課  
 商工担当  
 ☎ 0567(28)7278

**相続相談会・  
市民公開講座**

**日 時**  
 2月5日(土)  
 午前9時30分～午後4時

**場 所**  
 津島文化会館

**内 容**  
 相続全般・遺言等に関する相談

**日程等**

- ・面接・電話相談
- 1階研修室

※面接相談(原則予約制)

午前9時30分～午後3時30分  
 ・市民公開講座

「よく分かる相続と遺言」

2階会議室

午後1時～2時30分のみ

**予約・問い合わせ先**

田中司法書士事務所

☎ 0567(27)2079

**予約受付時間**

平日午前10時～午後3時

※当日の電話相談

☎ 0567(25)9960

※当日午後4時までのみ有効の番号です。



**野焼きは禁止です**

「少しくらいなら大丈夫」と安易にごみを燃やしていませんか。

町には「近所の庭や田畑ごみを燃やして煙が迷惑」といった苦情が多く寄せられます。

適正な焼却炉を使わずに、木くずや紙くず、廃プラスチック、ビニールなどのごみをそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりすることを「野焼き」といい、一部を除いて法律で禁止されています。また、ドラム缶やブロツクを積み上げただけの炉や設備の十分でない焼却炉での焼却も野焼きと同じことと見なされ、禁止されています。

これは野焼きが、すすによる黒煙やダイオキシンの発生、煙や悪臭による被害、火災の危険性など、多くの方の迷惑となるためです。

多くの方が野焼きによる煙や悪臭で迷惑しています。野焼きは絶対にしないでください。

い。農業を営むために、稲わらなどの焼却等は法律の規制対象になっていませんが、近隣の生活環境への被害や迷惑行為となる場合がありますので、住民への迷惑とならないようご配慮をお願いします。なお、苦情があった場合は行政指導をします。

**問い合わせ先**  
 役場 産業環境課  
 内線 124・159

**温水プール利用券の  
払い戻し手続き**

お買い求めいただきました温水プール利用券(回数券)の払い戻しを行っています。

お早めに温水プール利用券(回数券)と印鑑をご持参のうえ、スポーツセンターまでご来館いただきますようお願いいたします。

**問い合わせ先**

スポーツセンター  
 ☎ (443)7077

**浄化槽の適切な維持  
管理を行いましょ**

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにするため、維持管理を行わないと浄化槽の機能が低下したり、悪臭などが発生したりして、水質汚濁の原因になります。

維持管理は、①法定検査(水質検査など)②保守点検(点検・修理など)③清掃を行わなければならないと法律で定められています。適切な管理を行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上に努めましょ。

**① 法定検査**

・毎年1回行わなければなりません。

・知事が指定した次の検査機関へ依頼してください。

(社)愛知県浄化槽協会  
 ☎ (481)7160

**② 保守点検**

・年3～4回、定期的に保守点検を行わなければなりません。

※浄化槽の種類により、点検回数が異なります。

・委託できる事業者については、左記へお問い合わせください。

海部県民センター

環境保全課

☎ 0567(24)2111

**③ 清掃**

・毎年1回以上、清掃しなければなりません。

・清掃業者は区域で指定していただきますので、産業環境課までお問い合わせください。

**問い合わせ先**

役場 産業環境課  
 内線 124・159



**防衛省・  
自衛隊制度説明会**

**日 程**

・第3回 2月20日(日)  
 午後2時～4時

愛知産業労働センター  
 908号会議室

・第4回 2月27日(日)

午後2時～4時  
 愛知産業労働センター  
 1109号会議室

**対象者**

平成24年3月専門学校、短大、大学(院)卒業予定者等または既卒者(定員48名)

**内 容**

・一般幹部候補生、一般曹候補生の制度説明

**応募方法**

・県内大学出身隊員の体験談  
 住所、氏名、年齢、電話番号、参加希望日を記入のうえ、メールまたは電話で申し込んでください。

**問い合わせ先**

自衛隊愛知地方協力本部  
 ☎ (331)6266  
 hq1-aichi@pco.mod.go.jp